青森県「核燃料物質等取扱税」の新設(更新)について

|1. 核燃料物質等取扱税の新設(更新)理由| [青森県協議書抜粋]

本県としては、これまで、原子燃料サイクル施設及び原子力発電所の立地に当たっては、安全確保を第一義に、慎重に手順を踏みながら、地域住民及び県民の理解と協力を得るべく諸施策の実施に努めてきたところです。

今回、平成25年度に更新した核燃料物質等取扱税の実施期間が、平成31年3月31日をもって満了しますが、安全性の確保のための諸施策、民生安定対策、生業安定対策等は今後とも実施していく必要があり、多額の財政需要が生じていることから、引き続き、核燃料物質等取扱税を実施いたしたく、同税の新設について協議し同意を得ることとするものです。

なお、今回の更新に当たっては、税率の一部見直しを行ったところです。

2. 核燃料物質等取扱税の概要

課税団体	青森県
税目名	核燃料物質等取扱税(法定外普通税)
課税客体	①ウランの濃縮
	②原子炉の設置
	③核燃料の挿入
	④使用済燃料の再処理施設への受入れ
	⑤使用済燃料の再処理施設での貯蔵
	⑥放射性廃棄物の埋設
	⑦廃棄物埋設等の最終的な処分がされるまでの間において行われる廃棄物管理
課税標準	①濃縮に係る製品ウランの重量
	②発電用原子炉の熱出力
	③核燃料の挿入に係る核燃料の価額
	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
	⑥廃棄物の埋設に係る廃棄体の容量
	⑦廃棄物の管理に係る廃棄物の容器の数量
納税義務者	①ウランの濃縮を行う者
	②・③原子炉の設置の許可を受けた者
	④・⑤再処理を行う者 ◎ 京奈物 押売 たたこれ
	⑥廃棄物埋設を行う者
	⑦廃棄物管理を行う者
	①36,500円/kg ②38,250円/千kw(3ヶ月)
	(3)100分の8.5
	(4)19, 400円/kg
	(⑤1,300円/kg (当分の間 8,300円/kg)
	(6)52, 400円/m³
	⑦1,614,600円/本
徴収方法	申告納付
収入見込額	(平年度) 19,511百万円
非課税事項	_
徴税費用見込額	
課税を行う期間	5年間(平成31年4月1日~平成36年3月31日)
	1 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12

3. 同意要件との関係

核燃料物質等取扱税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

〇地方税法 (昭和25年法律第226号) (抄)

(総務大臣の同意)

- 第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過 重となること。
- 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。
- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となる こと。

① 課税標準

核燃料に係る税としては、電源開発促進税(国税)があるが、核燃料物質等取扱税の 課税標準は「濃縮に係る製品ウランの重量」、「発電用原子炉の熱出力」、「核燃料の 挿入に係る核燃料の価額」、「受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウ ランの重量」、「使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量」、「廃 棄物の埋設に係る廃棄体の容量」及び「廃棄物の管理に係る廃棄物の容器の数量」であ り、一方、電源開発促進税の課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、 課税標準を異にしている。このほか、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税 標準を同じくするものは認められない。

② 住民の負担

特定納税義務者である東北電力は、年間売上高1兆8,693億円の企業であり、更新後の本件条例による負担額は約5億円であり、著しく過重な負担となるとは言えない。また、同じく特定納税義務者である日本原燃は、年間売上高2,658億円の企業であり、更新後の本件条例による負担額は約190億円(更新前に比べて約△2億円)となるが、使用済燃料の再処理事業や高レベル放射性廃棄物の管理事業等は、法律に基づき、使用済燃料再処理機構等からの委託によって実施される事業であり、拠出金等の仕組みを通じて原子力発電を行う発電事業者によって実質的に賄われるものである。当該拠出金を負担する事業者11者の年間売上高の合計が約19兆円であることを踏まえれば、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。

加えて、仮に核燃料物質等取扱税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭1世帯当たり11.1円/月と見込まれ、今回の更新によって、 住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく 過重となるとは認められないと考えられる。 (2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。

核燃料物質等取扱税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること。」には該当しないものと考えられる。

(3)(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。 福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安 全性を求める方向性を掲げているところである。核燃料物質等取扱税は、青森県におけ る安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌 を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回更新を予定している核燃料物質等取扱税については、地方税法第261 条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。